⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの
⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者
①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）
②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成27年８月４日
中国地方交通審議会会長　藤原　章正

四国地方交通審議会は、四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に四国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号760－0064香川県高松市朝日新町１番30号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について
２　適用する地域　四国運輸局の管轄区域
３　適用する使用者
⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　鋼製はしけ
④　木船
⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの
⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者
①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）
②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成27年８月４日
四国地方交通審議会会長　常盤　百樹

公　告

諸　事　項

工場財団

愛媛県四国中央市川之江町826番地**丸住製紙株式会社**の工場財団に愛媛県四国中央市川之江町826番地丸住製紙株式会社川之江工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成27年８月４日
松山地方法務局四国中央支局

証票無効

海上保安官の証
第03―1212号　西田　俊秀　名義分
有効期限　2024年５月31日
平成27年７月23日　紛失
上記のとおり届出があったので、事故発生の日以降無効とする。
平成27年８月４日　海上保安庁

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第９０３４号
秋田市**槍**山登町５番36号―206
申立人　小鴨　清一
本籍秋田県秋田市牛島字大野中島下段113番地、最後の住所秋田市茨島６丁目８番５号市営住宅19号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日平成26年10月14日、出生の場所樺太名好郡恵須取町、出生年月日昭和16年12月１日、職業無職
被相続人　亡　今野　純一
事務所秋田市山王２丁目11番２号
相続財産管理人　司法書士　橋本　里花
秋田家庭裁判所

平成２７年（家）第２０２５号
山形県鶴岡市家中新町14番54号
申立人　工藤　宣子
本籍山形県鶴岡市家中新町14番地、最後の住所山形県鶴岡市上畑町５番65号、死亡の場所山形県鶴岡市、死亡年月日平成25年10月16日、出生の場所栃木県宇都宮市、出生年月日明治43年６月５日、職業無職
被相続人　亡　工藤　**芳**子
山形県鶴岡市ほなみ町１番１号ナエズサトウテナント２－Ａ
相続財産管理人　日詰　直史
山形家庭裁判所鶴岡支部

平成２７年（家）第１９５号
群馬県高崎市倉賀野町983番地３
申立人　**今**井　　勉
本籍東京都豊島区巣鴨５丁目90番地、最後の住所群馬県高崎市倉賀野町983番地２、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日推定平成18年３月10日、出生の場所東京市淀橋区、出生年月日昭和11年７月25日、職業不明
被相続人　亡　荒井　　清
事務所群馬県高崎市東町191番地３
相続財産管理人　倉澤　省三
前橋家庭裁判所高崎支部

平成２７年（家）第４２３号
静岡県駿東郡長泉町下土狩72番地の１
申立人　株式会社東平商会
本籍長崎県西海市西海町横瀬郷3744番地、最後の住所千葉県大網白里市永田144番地４、死亡の場所千葉県大網白里市、死亡年月日平成26年11月16日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和24年４月21日、職業卸売業
被相続人　亡　太田富士男
千葉市中央区中央３丁目18番３号　千葉中央ビル６階　きさらぎ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　礼奈
千葉家庭裁判所八日市場支部

平成２７年（家）第７０８３１号
東京都墨田区東向島２丁目36番10号
申立人　東京東信用金庫
本籍東京都江戸川区南小岩５丁目９番、最後の住所東京都江戸川区南小岩５丁目９番４号、死亡の場所東京都北区、死亡年月日平成25年４月13日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和40年４月11日、職業自営業
被相続人　亡　井上　俊樹
事務所東京都千代田区麹町３丁目12番７号麹町エイチティーズビル５階佐藤三郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　三郎
東京家庭裁判所